

第1章

総則

第1節 債権の目的

【債権の目的】

第399条

債権は、金銭に見積もることができないものであっても、その目的とすることができる。

用語

債権の目的

債権者が債務者に対して請求しうる一定の行為のこと。「給付」ともいう。

資料1 「債権」「債務」とは

私たちの日常生活を考えてみましょう。私たちは、電気店でテレビを買ったり、アパートを借りたり、友人にお金を貸したり、贈り物をしたり、銀行に預金をしたり、会社に勤めて給料をもらったり、ときには自動車事故を起こして被害者から損害賠償を請求されたり、コンビニエンスストア（以下、コンビニに省略）などで毎日買い物をしたりして、他人から財産を取得したりサービスの提供を受けて生活しています。実はこうした行為がすべてこれから学ぼうとする「債権」に関係していることがらなのです。企業が生産のために原料を仕入れたり、製品を販売したり、融資を受けたりすることも債権にかかわることです。

「債権」とは、特定の人（債権者）が他の特定の人（債務者）に対して将来一定の行為を請求しうる権利です。たとえば、ある物の売買契約が結ばれると、買主は売主に対して物の引渡しという行為をするよう請求しうる債権を取得し、逆に、売主は買

主に代金支払という行為をするよう請求しうる債権を取得します。また、雇用契約が締結されると、使用者は労働者に対し一定期間使用者の指揮のもとで労働するよう請求しうる債権を、他方、労働者は使用者に対し賃金を請求しうる債権をそれぞれ取得します。そして、これらの債権に対応して必ず「債務」が存在しています。債務とは、債務者が債権者に対して一定の行為をしなければならない義務です。たとえば、売主が物を引き渡さなければならない債務、買主が代金を支払わなければならない債務などです。

ところで、私たちがコンビニなどで買い物をする場合、代金支払と同時に商品の引渡しを受けているので、そこに債権・債務が介在しているなどとは考えていません（法的には、この場合、債権・債務は発生すると同時に消滅しています）。でも、お金を貸した場合にはどうでしょうか。お金が戻ってくるのは当然将来です。貸主は、

将来借主が当然返してくれるものと信じてお金を貸します。法律上もその信頼は保護されなければなりません。すなわち、貸主は、借主に対して貸したお金を返すよう請求することができ、もし、借主が返さないならば、国家機関の手で強制的にお金を返させる法的な「力」を貸主に与える必要があります。その法的な力が債権なのです。貸主は、将来、貸金の返還を請求しうる債権をもつことになるので、安心してお金を貸すことができます（もっとも、現実にお金が戻ってくるかどうかは別問題です）。

また、コンビニなどで買い物をした場合でも、その商品が腐っていたら、腐っていないものと取り替えてくれと主張することができるのは、買主がもっている債権の効力として可能なのです。買ったときは意識していなかった債権が、現実問題として顕在化するわけです。このように、私たちの日常生活や企業の活動は、意識的にせよ無意識的にせよ、債権と深くかかわりあって



いるのです。

なお、債権が有効に成立するためには、給付内容（債務者のなすべき行為）が、①適法で、②可能で、③確定したものでなければなりません。金銭的評価が可能であるということは要件ではありません（399条）。たとえば、お坊さんに念仏を唱えてもらうという債権も有効に成立するとした裁判例があります。

資料2

平成16年民法改正——民法の現代語化

1 改正の趣旨

明治29年に公布された民法第1編総則、第2編物権、第3編債権の条文は、片仮名・文語体で書かれており、また、現在ではほとんど使うことのない用語が使われていたので、法律専門家以外の一般の国民が一読しただけでは、その条文に何が規定されているのかが理解しがたく、また、そもそも読むのに苦勞する法律の代表格でした。明治31年に公布された第4編親族、第5編相続は第二次世界大戦後に内容とともに表記も片仮名・口語体に改正されましたが、第1編から第3編までの財産法の表記は改正されませんでした。

民法は、法律のなかでも、私人間の私的な法律関係に関する基本法であり、私たちの日常生活や企業の経済活動に密接な関係を有するものですから、やはり、国民にとって読みやすく、理解しやすいものでなければなりません。こうした国民の要望にこたえるため、平成16年第161国会において民法の表記を現代語化することなどを内容とする「民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）」が成立し、同年12月1日に公布されました（平成17年4月1日施行）。

2 改正内容

(1) 表記の現代語化

①表記の変更

条文の表記が、片仮名・文語体から平仮名・口語体に改められました。すでに平仮名・口語体になっていた第4編、第5編についても、民法全体の統一を図るため、条文の表記が変更されたものもあります。

②用語の変更

現在ではほとんど使われていない用語を、一般に普及している平易な用語に置き換えました。第3編債権のなかから例をあげれば、「毀損→損傷(534条1項・638条2項・720条2項など)」、「斟酌→考慮(418条・722条)」、「自己ノ出捐ヲ以テ→自己の財産をもって(442条1項・443条1項など)」、「賃金→賃料(601条など)」、「煉瓦造→レンガ造、コンクリート造(638条1項)」などの改正が行われました。

③確立された判例・通説の条文化

従来確立した判例・通説の解釈により、条文にはないけれども必要とされていた要件が条文に盛り込まれる一方で、逆に不要とされていたものが削除されました。債権編では、478条(債権の準占有者に対する弁済)で弁済者の善意のほかに無過失が追加、513条2項(更改)で債務の履行に代えて為替手形を発行することが更改か

ら削除、660条(受寄者の通知義務)で受寄者に対して仮差押・仮処分があった場合にも通知すべきことが追加、709条(不法行為)で権利の侵害のほかに法律上保護される利益の侵害が追加(720条1項でも同様の追加)されました。

④条番号の整備

これまでの民法改正により、条文のなかには削除されたまま欠番になっているものや、枝番号(たとえば○条ノ2)・孫枝番号(たとえば○条ノ2ノ2)があったので、構成をわかりやすくするため、条番号を整備することにしました。たとえば、改正前の1条ノ2が2条に、1条ノ3が3条に変わりました。

⑤項番号・見出しの付記

従来、市販の「六法」に掲載されていた民法の条文には「見出し」がつけられ、また、条文の項に番号がつけられていたが、法律の原典には見出しも項番号もつけられていませんでした。今回の改正で条文を読みやすくするために法律のなかに正式に見出しと項番号をつけることにしました。

(2) 保証に関する規定の改正

保証に関しては、実質的な内容の改正が行われました。主要な改正点は、保証契約の要式化および貸金等根保証契約に関する規定の追加です(詳細は保証の解説参照)。

資料3

債権の発生原因

債権は、さまざまな原因に基づいて発生します。そのうち、民法第3編債権には、「契約」「事務管理」「不当利得」「不法行為」という4種の債権発生原因が定められています。

契約は、当事者の意思に基づく債権発生原因です。債権編には契約類型として「贈与」「売買」「交換」「消費貸借」「使用貸借」

「賃貸借」「雇用」「請負」「委任」「寄託」「組合」「終身定期金」「和解」の13種の契約が規定されていますが、これらだけが有効な契約というわけではなく、民法に規定されていない契約(無名契約とか非典型契約といいます)も契約自由の原則により有効に成立します(出演契約、ホテル宿泊契約など)。

事務管理・不当利得・不法行為は、法律の定める一定の事実が存在する場合に当然に債権が発生するものです。

さらに、債権編以外の民法総則・物権・親族・相続編およびその他の法律にも多くの債権発生原因が定められています。

資料4 物権と債権の比較

物権と債権は、ともに財産的価値を有する権利（財産権）ですが、両者の間には以下のような違いがあります。

	物 権	債 権
例	所有権、地上権、質権、抵当権など	売主の代金債権、買主の引渡債権、被害者の損害賠償債権など
関 係	人と物	人（債権者）と人（債務者）
内 容	特定の物を直接支配して利益を享受しうる権利（支配権）	債権者が債務者に対して一定の行為を請求しうる権利（請求権）
権 利 の 実 現 方 法	他人の行為を必要としない	他人の行為（給付）があっただけで実現
排 他 性	同一の目的物につき、内容の衝突する物権は成立しない（排他性あり）	同一の債務者に対して同一内容の複数の債務が有効に成立する（ある歌手が同時刻にA劇場とB劇場に出演する契約はともに有効に成立し、A・B両者が出演を請求しうる債権を取得）
対 抗 力	登記（不動産）、引渡し（動産）を受ければ、第三者に対抗できる	第三者への対抗力なし（例外として不動産賃借権）
権 利 を 主 張 し う る 相 手	だれに対しても主張しうる	原則として債務者に対してだけ
譲 渡 性	あり（物権の本質的要素）	あり（ただし、債権の性質、法律の規定、特約により制限）

資料5 自然債務——訴求力・執行力を欠く債務

債権を有する者は、債務者が債務を履行しない場合、債権の効力として、履行を求めて訴えを提起することができ（これを債権の「訴求力」といいます）、債権の内容を裁判所により強制的に実現させることができ（「執行力」）、給付されたものを保持することができます（「給付保持力」）。

ところが、債権のなかには、給付保持力はあるが、訴求力と執行力がないものがあります。こうした債権（債務）を「自然債

務」といいます。自然債務を肯定した有名な判例があるので紹介します。

《カフェ丸玉女給事件（大審院判決昭和10年4月25日法律新聞3835号5頁）》

大阪道頓堀にあった「カフェ丸玉」の女給A子さんと遊興し親しい間柄になったB男さんは、A子さんの歡心を買うために、将来の自活資金として400円をやるとA子さんに約束し、その後その旨の書面を作成しました。ところが、その約束を果たさ



なかったのに、A子さんはB男さんに対しその支払を請求する訴えを提起しました。原審はA子さんの請求を認める判決を下し

ました。これに対し、B男さんはA子さんとの約束は公序良俗に反する無効なものであるから支払義務はないとして上告しました。現在の最高裁判所にあたる大審院は、「A B間の状況を考えると、Bは一時の興に乗じAの歓心を買うために金銭を供与する約束をしたものであり、このような場合にはAに裁判上の請求権を付与する趣旨に出たものと即断することは相当ではない。こうした約束は、Bが自ら進んで履行すれば有効な債務の弁済となるが、Aが履行を強制することのできない特殊の債務関係というべきである」との判断を示し、原審の判決を破棄し差し戻しました。みなさんはこの判決をどう評価しますか。

【特定物の引渡しの場合の注意義務】 第400条

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

用語

特定物

当事者が具体的な取引に際して、「この自動車」「この家」と表示した場合のように、物の個性に着目して取引した物のこと。

資料

善管注意義務

債権者に特定物を引き渡さなければならない債務を負っている債務者（建物の売買契約によりその引渡債務を負っている売主など）は、その物を債権者に引き渡すまで「善良なる管理者の注意（善管注意）」をつくって保管すべき義務を負っています（400条）。善良なる管理者の注意とは、債務者の職業・地位などに応じて一般的に要求される注意です。この注意をつくさないことを「抽象的過失」といいます。債務不履行および不法行為の要件である「過失」

はいずれも抽象的過失を意味しています。したがって、債務者が善管注意義務を怠ったために特定物が引渡前に滅失または毀損した場合、債務者は債権者に対し債務不履行による損害賠償責任を負わなければなりません。

この善良なる管理者の注意に対する概念が、「自己の財産に対するのと同じの注意（659条）」「自己のためにするのと同じの注意（827条）」です。両者は、若干表現を異にするものの意味は同じで、その人の

具体的な判断能力に応じた注意です。この注意をつくさないことを「具体的過失」といいます。この場合、その人が自分でできる限りの注意をつくしていれば、たとえ一

般的に要求される注意をつくしていなかったとしても、過失はなかったと判断されません。

【種類債権】

第 401 条

債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。

②前項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。

種類債権

一定の種類に属する物のなかから一定数量を引き渡すことを目的とする債権。不特定物債権ともいいます。たとえば、ビール1ダースを注文した買主の債権。

法律行為

意思表示を要素とする権利義務変動原因。契約が代表例。

給付

債権者が債務者に対して請求しうる一定の行為。「債権の目的」と同じ。

用語

資料

種類債権の目的物の品質および特定

1 給付すべき目的物の性質

種類債権の目的物である種類物のなかには、等級によって品質の異なるものがあります。たとえば、同じ日本酒でも「大吟醸」「吟醸」……に分かれています。このような場合、債務者はどの品質を有する種類物を給付しなければならないのでしょうか。それは次の3段階の基準によって決まります。

(1) 特約

通常は「A社の〇〇の大吟醸をください」といったように契約で品質を定めます。

(2) 契約（法律行為）の性質

特約がなくても、当事者間で締結された契約の性質によって品質が決まる場合があ

ります。たとえば、消費貸借契約の場合、借主は借りた物と「同種・同等」の物を返還しなければなりません（587条）。100グラム1,000円の味噌を借りたのに、100グラム100円の味噌を返したら債務不履行になります。

(3) 中等の品質

特約がなく、また、契約の性質からも給付すべき種類物の品質が決まらない場合には、中等の品質を有する物を給付しなければなりません（401条1項）。たとえば、A、B、Cの3等級の種類物がある場合には、B等級の物を給付しなければなりません。

2 種類債権の特定

(1) 特定の意義

種類債権の目的物は、債権成立の時点では、種類と数量によって抽象的に定まっているにすぎませんから、種類債権を現実履行するためには、その種類に属する物のなかから一定数量を現実選定し、目的物を確定しなければなりません。これを「種類債権の特定」といいます。たとえば、酒屋にA社のB銘柄ビール1ダースの配達を頼んだとします（売買契約の締結）。その時点では、酒屋だけでなく、市場にたくさんのB銘柄ビールがあるので、そのなかから実際に客に引き渡す1ダースを特定しなければなりません。特定してはじめて買主にその所有権が移転します。

(2) 特定の仕方

特定の仕方には、2通りあります。

①「債務者が物の給付をなすに必要な行為を完了する」か、②「債務者が債権者の同意を得て給付すべき物を指定する」かすれば、特定が生じます。後者の方法は、債権者が合意しているのですから格別問題は生

じませんが、前者は債務者の行為だけで特定が生じるので、客観的にその要件を明確にする必要があります。「給付完了行為」とは、要するに「債務者が債務を履行するについてみずからなすべきことを全部完了すること」ですが、その具体的内容は債務の履行地によって異なります。

①持参債務

債務者が目的物を債権者の住所に持参して履行すべき持参債務では、債務者が債権者の住所において現実の提供(493条本文)をしてはじめて特定します。

②取立債務

債権者が債務者の住所で債権を取り立てる取立債務では、債務者は種類物のなかから一定量を分離して引渡し準備をして、その旨を債権者に通知することによって特定します。

(3) 特定の効果

種類債権が特定すると、それ以後は特定された物だけが債権の目的物となります。したがって、債務者は特定した物を引渡時まで善良なる管理者の注意をつくして保管しなければならず、また、物権の設定または移転を目的とする双務契約の場合（種類物の売買契約が典型例）、特定以降、その物が滅失または毀損したことの危険を債権者が負担しなければなりません（534条2項）。しかし、異物の混入したビールを引き渡した場合のように、引き渡した物に瑕疵があった場合には、特定の効果は生ぜず、債権者はあらためて瑕疵のない別の種類物の引渡しを請求することができます（債務不履行のなかの不完全履行となります）。



【金銭債権】

第 402 条

債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。

②債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。

③前2項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。

第 403 条

外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。

【法定利率】

第 404 条

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年5分とする。

【利息の元本への組入れ】

第 405 条

利息の支払が1年分以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。

用語

通貨

強制通用力のある貨幣（いわゆる硬貨）および日本銀行が発行する銀行券（いわゆる紙幣）。現在、貨幣として500円・100円・50円・10円・5円・1円の6種類、日本銀行券として10,000円・5,000円・2,000円・1,000円の4種類が発行されている。

1回の支払につき受領を強制できるのは、同一の貨幣は20個までと制限されているが（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律7条）、日本銀行券については制限がない（日本銀行法46条2項）。

準用

ある事柄を対象とする規定を、必要な修正を加えたくうで別の事柄に適用すること。

履行地

債務者が履行をなすべき場所。

為替相場

ある国の通貨と外国の通貨の交換比率。

別段の意思表示

規定の内容と異なる特約。

元本

利息等の果実を生ずる元の金銭その他の財産。たとえば、貸し付けた金銭自体。

